

高等学校等就学支援金制度について

1. 制度の概要

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年4月から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する制度が始まりました。

2. 就学支援金受給資格及び支給額

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満の世帯が該当(夫婦合算)

※政令指定都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じて計算する。例)2,000→1,500

区分	算定基準額	就学支援金月額
①	非課税～154,499円	30,500円
②	154,500円～304,199円	9,900円
③	304,200円以上	0円

※海外在住で算定基準額が取れない場合は一律9,900円

3. 手続きについて(初年度ですので原則全員お手続きをお願い致します。)

※手続きされない場合は収入超過と判断させていただきます。

オンラインでの申請となります。添付の「ID」・「パスワード」を使用し、WEBにて「申請の有無」・「保護者情報」・「個人番号」等ご入力ください。入力後事務室に「各種補助金に係る情報連携依頼書」をご提出ください。(学級担任には渡さないでください。) ID/パスワードは3年間使用します。

手続きについては、マイナポータルは使用しないで、個人番号を直接入力して下さい。

意向登録と就学支援金申請手続きを必ず行って下さい。意向登録のみでは手続きが完了しないため。

手続きの流れについては、右下図をご参照下さい。

【重要】算定基準額が不明の方については必ず申請して下さい。

4. 提出書類

高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書

※提出期間内に事務室へご提出下さい。(4月11日以降)

5. 提出期間

4月11日(火)～4月22日(土)まで

※提出期限をすぎると、その月の就学支援金が受け取れなくなる可能性があります。例)該当ではないと思いきり手続きしなかったが、再度確認したら受給資格があった。5月に手続きしたが、4月分の受給が出来なかった。

6. 就学支援金の受給方法について

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り授業料と相殺されますが、本校では、一旦授業料を全額納入していただき、後日保護者様(授業料納入口座)へ返金致します。(例年12月に半期分・翌年5月に残額分)

7. 就学支援金の申請時期及び受給期間について

在学期間中、特別な事情がなければ手続き不要です。(卒業時まで36ヶ月限度)

手続きが必要な例) 収入超過に該当した場合・個人番号の変更・保護者の変更

1月1日時点の住民票居住地「市区町村」が前年より変更になった。

(千葉県が市区町村に、課税情報を問い合わせをし算定基準額を取得する為)

※この制度とは別に「授業料減免制度・入学金軽減制度」があります。

時期になりましたらご連絡致します。(通常10月頃)

8. 家計急変制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰ることのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。詳しくは、本校HPのNEWSをご確認ください。家計急変された場合は速やかに事務室へご連絡下さい。

就学支援金(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

授業料減免・入学金軽減(千葉県総務部学事課ページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/genmen/genmen.html>

東京都私学財団(東京都にお住まいの方)<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/index.html>

手続き方法(流れ)



「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」に所定事項記入し、事務室へ提出

※就学支援金の手続き用アドレス

「<https://www.e-shien.mext.go.jp/>」

記入方法などについて、本校HPの事務所ページにもご案内があります。

「http://www.chibanichi.ed.jp/jm_menu/」

ご不明な点などございましたら、就学支援金担当「山下」・「重堂(じゅうどう)」までお問い合わせ下さい。